# 明石市国民保護計画【概要版】

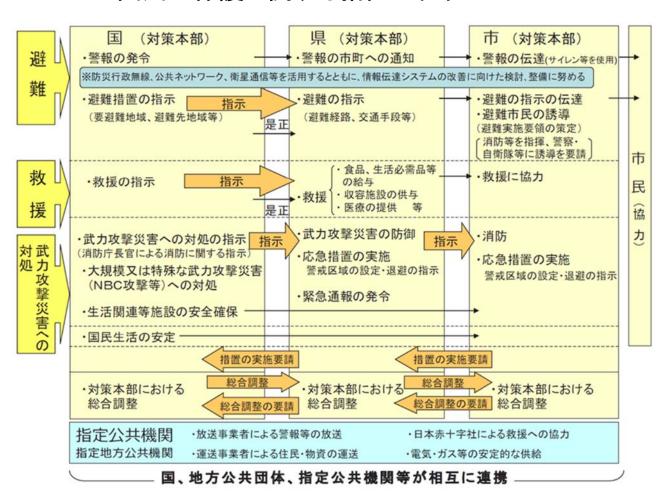
2021年9月

明石市

# 目 次

第1編	総	論·	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2編	平素か	いらの	備え	や	予防	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第3編	武力攻	攻撃事	態等	^(	の対	処	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第4編	復旧等	<b>F</b> ••		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
第5編	緊急対	<b>力</b> 処事	態へ	<b>の</b> :	対処	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			•		•	•	•	2	6

# 国民の保護に関する措置の仕組み



# 第1編総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 (本文 PI)

市は、日本国憲法の理念に基づき、国際平和を希求するため、国際・文化交流などの 取組みを引き続き積極的に推進する。

しかしながら、これら国際平和への努力が報われず、万一、武力攻撃や大規模テロが発生した場合、市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

## 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、市民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

- (2) 市国民保護計画の位置づけ 市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。
- (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

#### 2 計画の対象

市国民保護計画においては、市域に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市域に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人(外国人を含む)及び市域において活動を行うすべての法人その他の団体(以下、これらを「市民等」という。)を保護の対象とする。

# 第2章 国民保護措置に関する基本方針 (本文 P3)

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項につ

いて、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

- (2) 武力攻撃事態等に起因する特定少数者等への不当な侵害行為の防止 市は、特定の人種、信条、性別、社会的身分等に属する者等に対し、武力攻撃事 態等に起因する誹謗中傷、暴力その他一切の侵害行為が生じないよう配慮し、努め るものとする。
- (3) 市民等の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は 訴訟その他の市民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよ う努める。

(4) 市民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(6) 市民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めると きは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、市民等は、 その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとし、市は市民等の自 発的な意思を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に 努める。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において 適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安 全の確保に十分に配慮する。

# 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 (本文 P5)

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴 (本文 P11)

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態 (本文 P18)

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

なお、市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的状況を踏まえた留意 点等については、今後も国や県からの情報も踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・ 検討していく。

## 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。また、県国民保護計画では、国の基本指針において想定されている武力攻撃事態を対象としている。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

## 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。また、県国民保護計画では、国の基本指針において想定されている緊急対処事態を対象としている。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
  - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- (2) 攻撃手段による分類
  - ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

# 第2編 平素からの備えや予防

## 第1章 組織・体制の整備等 (本文 P20)

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る必要があることから、平素の業務等について定める。

#### (1) 即応体制の整備

市は24時間即応可能な体制を確保するため、通常時は、消防局を通じて職員が 速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を維持する。情勢緊迫時 は、職員により24時間即応可能な体制を整備する。

#### (2) 消防局との連携強化

消防局より市民等への初動連絡ができるよう、防災行政無線の遠隔操作機を常備消防局に設置する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

#### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、 非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備 等について定める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

#### 第5 研修及び訓練

市職員は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え (本文 P33)

避難、救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)。

#### 1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難市民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

- (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮
  - ① 避難支援のための体制等の検討
  - ② 高齢者、障害者等の日常的把握
  - ③ 情報伝達方法の整備
  - ④ 運送手段の確保等
- (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難市民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防局、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整のうえ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難市民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

- (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関 する情報を共有する。
- (2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難市民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域の避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等 市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。

## 5 一時集合場所の指定

市は、避難市民等の誘導や運送の拠点となる、市立小・中学校(42箇所)を、一時集合場所とする。

## 6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民等に周知する。

#### 7 医療体制の整備

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、 救護班の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応 援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の病 院、医師会等との連携を図る。

# 第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (本文 P37)

#### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

#### (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備 (本文 P38)

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

## 第5章 国民保護に関する啓発 (本文 P40)

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民等が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (本文 P42)

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集 約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんが み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 危機管理対策本部等の設置

市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部 (本部長:市長)」又は「危機管理連絡会議(会長:副市長)」を以下の基準により設置する。

- (1) 危機管理対策本部
  - ① 設置基準
    - ア 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合
    - イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指 定がないとき
    - ウ その他、市長が必要であると認める場合(隣接市町などにおいてアの事案が 発生した場合など)
  - ② 対処の内容
    - ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定 公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとと もに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。
    - イ 消防局に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとと もに、必要な指示を行う。
    - ウ 現場の消防局による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
      - また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
    - エ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警

戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。

オ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県 や他の市町等に対し支援を要請する。

#### (2) 危機管理連絡会議

#### ① 設置基準

ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められる とき

イ 市外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合 ウ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認めら

れるとき エ その他、会長である副市長が必要であると認める場合

#### ② 対処の内容

情報の収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行う。

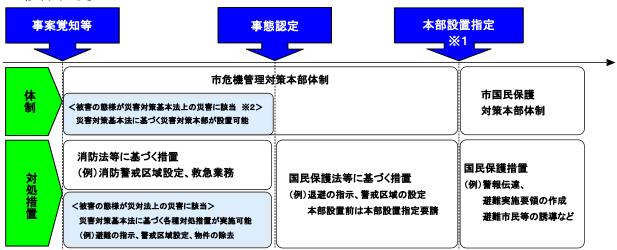
## 2 市対策本部との調整

#### (1) 市対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

#### (2) 市対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置 指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理連絡会議を立ち上げ、又は、危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

## 第2章 市対策本部の設置等 (本文 P46)

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能、職員の参集基準等について、以下のとおり定める。

#### 1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を通じて市対策本部 を設置すべき市の指定を受けたときは、直ちに市対策本部(本部長:市長)を設置 する。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、 市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、 知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう 要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施する ことができる。

(3) 市対策本部における決定内容の指示

市対策本部における決定内容等を踏まえて、各局部において措置を実施するものとする。市対策本部には、各局部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

市対策本部の事務分掌

- ① 担当する部課については、明石市地域防災計画に準ずるものとする。
- ② 各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。
- (4) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

## 2 動員の実施

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

#### 3 通信の確保

市は、携帯電話、非常通信(簡易無線機)等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)等の固定系通信回線の利用により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

## 第3章 関係機関相互の連携 (本文 P53)

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 国・県の対策本部との連携
- (2) 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請等
- (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関その他関係機関への措置要請等
- (4) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
- (5) 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託
- (6) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
- (7) 市の行う応援等
- (8) ボランティア団体等に対する支援等
- (9) 市民等への協力要請

市は、国民保護措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、市民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難市民等の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、市は要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

## 第4章 警報及び避難の指示等 (本文 P58)

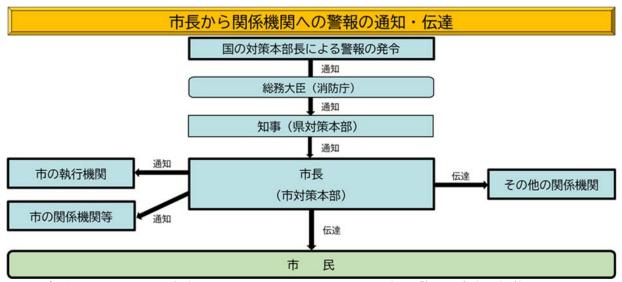
## 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 警報の内容の伝達等

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法 (伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民及び関係のある団体(自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、市立病院、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。



- ※ 市長は、ホームページ (https://www.city.akashi.lg.jp/) に警報の内容を掲載
- ※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか広報車を活用することなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している防災行政無線等の情報伝達手段により、その内容を市民等に伝達するものとする。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防局や消防団と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による 伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自 主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの 特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を 活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を 図る。

(3) 高齢者、障害者、外国人等への配慮

- ① 障害者に対しては、個々のニーズに応じた警報の伝達に努める。
- ② 病院、社会福祉施設、高齢者、障害者等が入院・入所している施設、学校、幼稚園、保育所等については、優先して警報を伝達するよう努める。
- ③ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障害者等が居住する 世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努める。
- ④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信 や、FM放送の協力を得るなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。

## 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

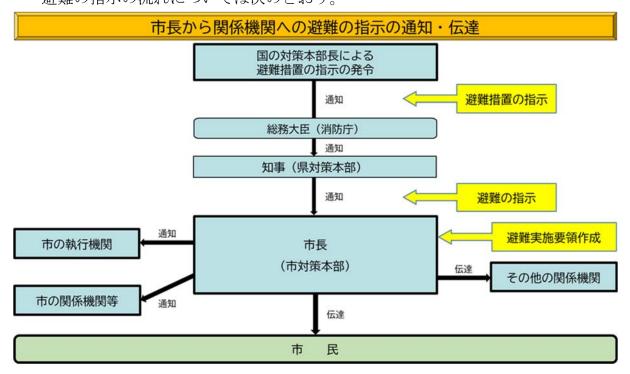
## 第2 避難のための誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難市民等の誘導を行 う。市が市民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセス であることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難市民等の誘導につい て、以下のとおり定める。

## 1 避難の指示の通知・伝達

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を市民等に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては次のとおり。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

## 2 避難実施要領の策定

- (1) 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防局、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。
- (2) 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民及び関係のある団体に伝達する。その際、市民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、明石警察署長、神戸海上保安部長等(神戸海上保安部及び加古川海上保安署の長)及び自衛隊兵庫地方協力本部長等に通知する。さらに、管轄する県地方対策本部長(東播磨県民局長)にも併せて通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

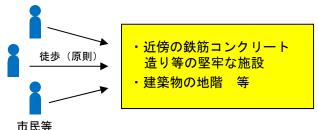
#### 3 避難のための誘導

- (1) 市長による避難市民等の誘導
- (2) 消防局及び消防団の活動
- (3) 避難誘導を行う関係機関との連携
- (4) 自主防災組織等に対する協力の要請
- (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供
- (6) 大規模集客施設等における避難
- (7) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮
- (8) 残留者等への対応
- (9) 避難所等における安全確保等
- (10) 動物の保護等に関する配慮
- (11) 通行禁止措置の周知
- (12) 県に対する要請等
- (13) 避難市民等の運送の求め等
- (14) 避難市民等の復帰のための措置

#### 4 事態の類型等に応じる対応要領と留意事項

(1) 屋内への避難

できるだけ近傍の鉄筋コンクリート造り等の堅牢な施設や地下施設に直ちに避難する。

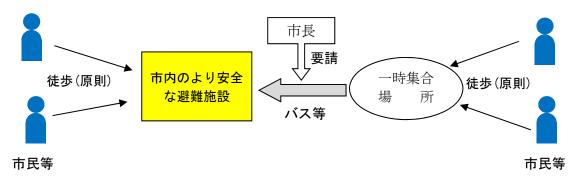




自宅等での待避

#### (2) 市内の避難

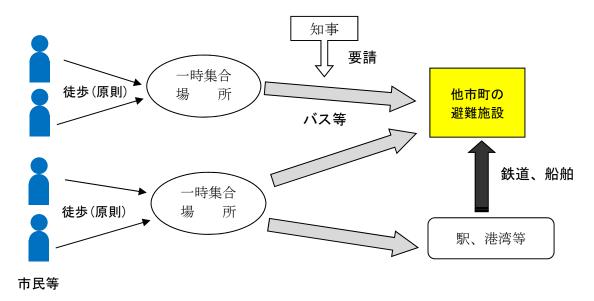
市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。 また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、市民等は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



#### (3) 他市町への避難

他市町へ避難する場合は、市民等は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

また、鉄道、船舶等が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



#### (4) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 知事による避難の指示が行なわれた場合は、避難実施要領を定め、当該要避難 地域からの避難誘導を迅速に行なう。
- ② 攻撃がまさに行なわれており、市民等に危害が及ぶ恐れがある地区においては、市長は、先ず屋内への一時退避を指示する。
- ③ 急襲的な攻撃により、知事による避難の指示を待ついとまのない場合には、当該攻撃が行なわれた現場の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地区からの退避及び同地区への立入禁止や立入制限を徹底する。

#### (5) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして対応を行なうことを基本とする。
- ② 市長は、国の対策本部長による警報、知事による避難の指示を受けた場合は、防災行政無線等あらゆる手段を併用して、市民等に警報を伝達するとともに、市民等に屋内に避難するように伝達する。その際、できるだけ、近傍の鉄筋コンクリート造りの堅牢な施設や建築物の地階等に誘導することに努める。

#### (6) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行なわれる場合は、広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

(7) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、避難に伴う調整等が国全体として必要となるため、知事からの具体的な避難の指示を待って行なうことを基本とする。

## 第5章 救援(本文P71)

市は、県と密接に連携のうえ、避難先地域において、避難市民等や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、その実施方法等を以下のとおり定める。

## 1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

## 2 関係機関との連携

市長は、救援を行うにあたり、県、他の市町、日本赤十字社等と連携しながら実施する。

## 3 救援の内容

市長は、救援の程度及び基準及び県国民保護計画の内容に基づき、地域防災計画に 準じて救援の措置を行う。

## 4 救援の実施方法

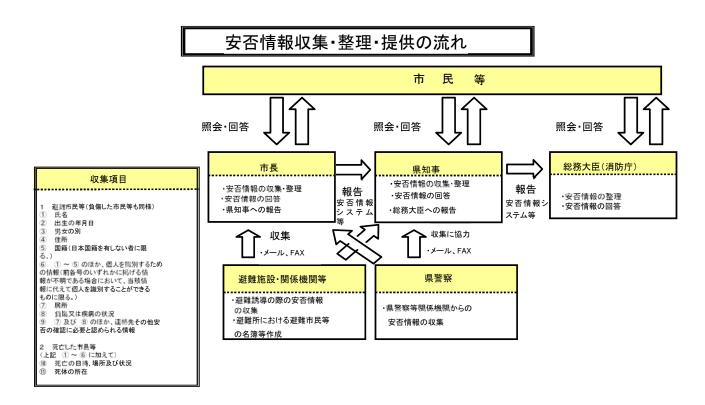
市長が行う救援の基本的な実施方法に関して、次の項目について定める。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (4) 医療の提供及び助産
- (5) 被災者の捜索及び救出
- (6) 埋葬及び火葬
- (7) 電話その他の通信設備の提供
- (8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

# 第6章 安否情報の収集・提供 (本文 P80)

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて、武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)等を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次のとおりである。



# 第7章 武力攻撃災害への対処 (本文 P83)

## 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、

特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

## 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

## 2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けた職員等は、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民等に対し退避の指示を行う。

## 2 警戒区域の設定

市長は、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

## 3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させる おそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡 大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措 置を講ずべきことを指示する。

## 4 土地、建物の一時使用等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用 若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

## 5 消防に関する措置等

消防局及び消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

## 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

## 1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防局による支援

消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助 言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行 う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防局その他の 行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連 等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

## 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、原子力事業所が市内にはないため、武力攻撃原子力災害への対処等については、事業所外運搬に起因する場合を想定し、原則として、県の地域防災計画(原子力等防災計画)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 武力攻撃原子力災害への対処

- (1) 兵庫県地域防災計画(原子力等防災計画)等に準じた措置の実施 市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関 する措置の実施に当たっては、原則として、県の地域防災計画(原子力等防災計画) 等に定められた措置に準じた措置を講ずる。
- (2) 市民等の避難誘導

市長は、知事が市民等に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を 踏まえ、避難実施要領を策定し、市民等の避難誘導を行う。

#### 2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に 照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民等に対して、退 避を指示し、又は警戒区域を設定する。

## 第8章 被災情報の収集・報告及び公表 (本文 P96)

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告し、市民等への適時適切な情報提供

を行うため、被災情報の収集及び報告並びに公表に当たり必要な事項について、以下の とおり定める。

#### 1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、固定電話、携帯電話、非常通信(簡易無線機)その他の通信手段により、 武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、県及び消防庁に対し、可能な限り早く、被災情報を報告する。

#### 2 被災情報の公表

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置 (本文 P98)

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理 を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要 な事項について、以下のとおり定める。

## 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難市民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、健康対策、感染症対策、食品衛生確保対策、飲料水衛生確保対策、栄養指導対策を実施する。

## 2 廃棄物の処理

市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

#### 3 文化財の保護

市は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

## 第10章 市民等の生活の安定に関する措置 (本文 P101)

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民等の生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

## 1 生活関連物資等の価格安定

市は、物価の安定を図り、市民等の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国 民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め 及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

#### 2 避難市民等の生活安定等

- (1) 被災児童生徒等に対する教育 市教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにする ため、適切な措置を講ずる。
- (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難市民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を、災害の状況に応じて実施する。

## 3 生活基盤等の確保

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

# 第11章 特殊標章等の交付及び管理 (本文 P103)

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

## 1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義及び普及啓発

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

1949 年8月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ市民等を保護するために重要な役割を担う医療行為及び保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### (2) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、県、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 2 赤十字標章

第一追加議定書第8条(1)に規定される特殊標章(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽)



※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

## 3 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正 三角形)。



# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧 (本文 P106)

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 基本的考え方

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設 及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災 者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧 (本文 P107)

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 国における所要の法制の整備等 市は、国における財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制の整備や 本格的な復旧に向けた国全体の方針にしたがって、県と連携して復旧を実施する。
- (2) 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

(3) 市が管理する施設及び設備の復旧 市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、当該施 設の被害の状況、周辺地域の状況等を考慮して、迅速な復旧を行う。

# 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等(本文 P108)

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護

法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

## 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

## 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、 国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

## 4 市民等の権利利益の救済に係る手続等

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

# 第5編 緊急対処事態への対処 (本文 P111)

市は、緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。